

人権問題をとりまく最近の動向について

部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、医療、性的少数者などの様々な人権問題は、情報化の進展などの社会情勢の変化により複雑多様化しています。あらゆる人権課題の解決に向けては、差別の現状や思いを正しく理解し、人権教育・啓発や相談・支援など、人権施策の総合的な推進が必要です。

(人権侵犯事件の状況)

法務省がとりまとめている人権侵犯事件の統計によると、令和元年から4年までの状況は、新型コロナの影響もあり減少傾向ですが、インターネットに関する人権侵犯は高止まり・横ばいの状況となっています。そのうち、プライバシーの侵害、部落差別、名誉毀損で概ね8割を超える状況で、中でも部落差別については約1/4ほどとなっており、インターネット上で発生しています。

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
人権侵犯事件数(開始件数)	19,063	15,420	9,589	8,581	7,859
うちインターネットに関する人権侵犯	1,910	1,985	1,693	1,736	1,721
うち部落差別に関する人権侵犯	92	221	244	308	433

出典：法務省人権擁護局

(部落差別地名公開裁判)

今年6月の部落差別地名公開裁判では「部落地名総監」を川崎市の出版社が出版・販売、インターネット上への公開に対し、出版の差し止め、インターネット上の公開禁止、損害賠償を求めました。東京高等裁判所の判決では部落差別の甚大な被害を明確に認めるという判決で、問題の根深さや、人生に与える影響の大きさを判決文で表しており「被差別部落があったとされる地域の出身であるという情報が公表されることは差別を受けない権利の侵害にあたるため、これが人格的な利益を侵害するのは明らかである。」さらに、「実際に不当な扱いを受けるに至らなくてもこれに対する不安を抱き怯えるなどして、日常生活を送ることを余儀なくされることにより、これにより平穏な生活を侵害される」という内容の判決でした。

この判決の中で、人は誰も不当な差別を受けることなく人間としての尊厳を保ちつつ、平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有する「差別されない権利」を初めて司法が認めました。

(インターネット差別抑制の取り組み)

国は、インターネット上での、誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通は引き続き社会問題であり、その対策は急務であるとして、令和4年10月にプロバイダ

責任制限法改正による発信者情報開示請求裁判手続きの迅速化、また、令和4年7月に刑法改正による侮辱罪の法定刑引き上げが実施されました。

この2つが、誹謗中傷等の被害者救済や抑制に一定程度貢献しているものの、令和4年度の相談件数は5,745件(総務省違法・有害情報相談センター)と高止まりとなっています。

このため、総務省では「プラットフォームサービスに関する研究会誹謗中傷等の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」を設置し検討を進めており、先月とりまとめ(案)が提出されたところです。

その内容は、投稿削除の迅速化への対応について、裁判と比較して、金銭的、時間的コストの低い、プラットフォーム事業者の利用規約に基づく自主的な削除が有効であるため、自主的削除の実現のため、プラットフォーム事業者の削除手続きの整備、基準の策定・公表等について、取りまとめられました。

プラットフォーム事業者の主な措置は以下のとおり、

- ・申請窓口の明示
- ・申請処理期間は1週間程度
- ・申請者に対応結果を通知、削除を行わなかった場合にはその理由を通知
- ・情報発信者に対して、削除等を講じた事実及び理由を説明

これにより、各プラットフォーム事業者による自主的削除が実現することで、悪質な投稿の迅速な削除が期待されることです。

(性的少数者の人権問題)

今年6月にLGBT理解増進法が成立・施行されるなど、性の多様性を尊重する方向へと進みつつあります。県では、本年1月には有識者による「性的少数者への理解促進に関する調査研究会」から最終報告・提言を受け、パートナーシップ宣誓制度の令和6年度から県域導入を予定しています。未導入の市町村もあるため、格差の解消につなげるとともに、安心感の醸成や生活上の困りごとの解消など性的少数者の暮らしやすい社会を推進します。

(「安心」「元気」「未来創造」)

県では現在、2つの基本目標「誰もが安心して元気に活躍できる大分県」「知恵と努力が報われ未来を創造できる大分県」を掲げており、現在、10年間の長期総合計画の見直しを進めています。10年後の目指す姿が2つあり「1.多様な価値観と生き方を認め合い、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現している。」「2.部落差別をはじめとする様々な差別意識や差別発言行為、これらの、結果として生じる不合理な較差が解消されている。」この2つを10年後の目指す姿として今後、施策を検討していきます。

(参考) 本県の人権施策の経過について

年月日	推進本部	国等の状況
平 9. 10. 1	「人権教育のための国連10年」 大分県推進本部設置	
10. 3. 31	「国連10年」大分県行動計画策定	
4. 1	「人権に配慮した職務推進計画」実施	
12. 4	「人権尊重の大分県をめざす宣言」発表	世界人権宣言50周年
11. 2	「人権問題に関する県民意識調査」実施	
15. 9	「人権問題に関する県民意識調査」実施	
16. 7. 16	「人権尊重の社会づくり推進審議会」設置	
17. 7. 15	「基本計画・実施計画(H17-21)」策定	
18. 4. 3	大分県人権情報プラザ開設	
18. 7. 28	おおいた人権相談ネットワーク協議会設立	
20. 7	「人権に関する県民意識調査」実施	
20. 12. 19	「大分県人権尊重社会づくり推進条例」制定	(H21. 4. 1 施行)
22. 8. 5	「大分県人権尊重施策基本方針」策定	
25. 7	「人権に関する県民意識調査」実施	
27. 4	「大分県人権尊重施策基本方針」改定	
30. 6	「人権に関する県民意識調査」実施	
30. 12	「県の申請書等における性別記載欄の見直し調査」実施	
令 2. 4	「大分県人権尊重施策基本方針」改定	
2. 9	「性の多様性に関する職員ハンドブック」作成	
3. 6	「LGBT等に関する相談窓口」の設置	
3. 12	「性的少数者の理解促進に関する調査研究会」設置	
4. 3	「大分県人権尊重社会づくり推進条例」改正 (改正後名称:「大分県部落差別等あらゆる不当な差別の解消等に取り組む人権尊重社会づくり推進条例」)	

年月日	推進本部	国等の状況
令 5. 1	「性的少数者への理解促進に関する調査研究会」 から報告書を受理	
5. 8	「人権に関する県民意識調査」実施	
5. 10	県域でのパートナーシップ宣誓制度について、令 和6年度の導入を発表	